

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	令和元年6月6日(木) 午後2時00分から4時00分
場 所	埼玉県知事公館 中会議室
出席者数	11名
出席委員	東会長、磯田委員、徳田委員、泉谷委員、志村委員、鈴木委員 根岸委員、張替委員、中村委員、小谷野委員、高野委員
欠席委員	秋谷委員、飯塚委員、鳥居委員
諮問事項 その他	埼玉県の主な青少年健全育成施策について

1 開 会

2 会長の選任

埼玉県青少年健全育成審議会規則第5条第1項により、会長に東委員を選任した。また同規則第5条第3項により、磯田委員を会長代理に指名した。

3 議事録署名委員の指名

同規則第10条第2項により、徳田委員、鈴木委員を指名

4 議事要旨

事務局から資料1に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

今年度第2回審議会の予定では、埼玉県推奨図書の諮問に対する答申と、埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況についてとあるが、プランの進捗状況についてはどのようなことを行いたいのか。

(事務局)

事務局で進捗状況を取りまとめ報告するので、委員の皆様から意見をいただきたいと考えている。

(東会長)

約1年半経った段階での達成度及び進捗状況を事務局から報告いただき、その後、質疑応答ということで良いか。

(事務局)

そのとおりである。

5 議事要旨

議事 埼玉県の主な青少年健全育成施策について、事務局から資料2に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(高野委員)

富士見市では昨年度から若者たちの集いやリーダー研修を行っているので、自然体験や職業体験について感じるものを述べたいと思う。資料には小学生を対象とした職業体験となっている。最近では幅広く高校でも行ったり、進路決定をするにあたって業者が来て、職業体験の案内をしている。対象が小学生となっているが、大学生にまで広げてもらいたいと思う。

(東会長)

体験活動について、小学6年生までが対象ということだが、中学生、高校生、大学生まで広げたほうがよいのではないかという意見でよいか。

(高野委員)

職業選びにおいて、本当の職業の良さを知らないで見た目だけで「こういう職業がよい。」と思い込み、入社してみたところ、イメージと全然違っていたため、仕事をやめてしまうというケースが現実問題としてあるので、対象を広げてもらえるとありがたい。

(根岸委員)

審議会の役割として、地域の民生委員と連絡をとりあったほうがよいのか。民生委員の方がよく店にいらっしゃって色々情報をいただく。民生委員からの情報については、一歩引いて地域の民生委員に任せておいたほうがよいのか。

(事務局)

審議会の委員となっていたので、民生委員や日頃から地域で活動されている方に対して「自分は埼玉県青少年健全育成審議会の委員なので、審議会において地域の状況を発言していきたい。地域の問題や課題があれば教えてほしい。」と言っていたらよいと思う。そのような情報を提供していただければ、こちらも参考になる。

(東会長)

審議会規則によると委員以外にも、専門的な調査が必要である場合には、専門調査委員や臨時委員を置くことになっている。

(事務局)

その場合、知事からの委嘱となる。一方、テーマに即して、専門的な見地から意見を頂きたい場合などは、審議会は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(小谷野委員)

自然体験や職業体験は意欲によく結び付けられる。今の子供達は、高く積むのは上手だが、倒れると高さが無くなってしまふ。だから引きこもりになったり、様々な問題を起こしてしまう。幅広い世界を見せるという意味で、私もいろいろ体験や交流事業を行っているが、小さい時にたくさんの仕事を見ておくことが何かあった時に様々な生き方があるということで、幅広いものの考え方や見方を知ることになる。いろいろな職業体験をさせていただきたい。

自分の好きなことをやるだけではなく、いろいろなものがあるということで

ある。職業体験や自然体験の中で幅広いことをやってほしい。子供たちは目的を決めなくても良いと思う。また、世界を見せておくということも考えていただきたい。例えば、追い込まれたときには海外に行く、こういう子もいた。中学校ではうまくいかず、高校でつまずいて中途退学した時に海外に行き、いきいきと活動して、日本に帰ってきて活躍している子もいる。広く見るという意味で体験活動等をやっていたとしても良いと思う。

(志村委員)

今の話をもつて、まさにその通りだなと思う。ネット中毒で苦しんでいる若者がたくさんいるが、「回復したきっかけは何か。」と聞くと、やはり「リアルの体験」という答えを複数聞く。友達と体験したことが「あ、楽しいな。」となって、ゲームの生活よりも実際の生活の方が楽しいと思えることがあったから戻ってこられたという意見があった。現実の生活から逃げてしまうということがゲームにのめり込む原因の一つでもある。そういう意味では様々な体験をすることで、その子の価値観を増やしてあげるといことは非常に大事なのではないかと思う。その子の引出を増やしてあげるには、目的を定めずに、実際の生きている生活が楽しいと思えることを増やす取組みというのがよいのではないかと思う。

(小谷野委員)

私がネットで相談を受けた時に、「いじめられているのであれば、ネットでの繋がりを切ったらどうだ。」と言ったら「切れない。」と言われた。「どうしてだ。」と理由を聞くと「自分が存在するものがそれしかない。」という返事だった。そういう風に言われてしまって、とても話をするのが難しかったなということがあった。いじめられたり、書かれたりするのであれば「やめたらどうだ。」と言うと「それを切ったらもう自分の世界が無い。」ということであった。

(志村委員)

おっしゃるとおりである。アメーバブログであった小学6年生のお子さんと親御さんの例ですが、「もうお母さん、ここから抜けて別のことをしましょう。」と相談を受けた者が言ったところ、お母さんが「いじめている子が抜ければいい。うちの子はここを抜けなくていい。」ということをおっしゃっていた。親もやはり価値観が狭くなっていてアメーバブログをやるのがとても楽しい。だからうちの子と一緒に私は抜けないということを使うが、そこは仮初めの世界だということがわかるような体験というのが幼いうちから大事だと思う。

(東会長)

今、体験活動のところで御意見が多く出ている。この施策に関しては、低所得世帯の子供の参加をどのように促していくかという課題として書かれてい

る。御意見をいただいたのは、特に低所得世帯に絞った話ではなかったと思う。そこで質問させていただきたい。事務局から説明のあった多様な体験活動の推進とは、低所得世帯は体験機会が少ないので、職業体験が必要であるという考え方でよいのか。

(事務局)

今、子供の貧困が一つの大きなテーマとなっている。私も現場で支援していく中で一番大変だったのは、子供が何かしらの目標があると支援をしやすい。奨学金を受けるにしても、相談機関に行くにしても、夢や希望を持っていると伝えやすい。一番難しいのは「君は何になりたいのか。」と聞いても「わからない。」というケースである。根本的なこととしては、子供に夢や希望、意欲がないと支援は始まらない。それを育むためには、体験が必要なのではないかと思う。データを見ても、家庭や地域の中で褒められたりする様々な体験が多いほど、次のステップにいきやすい。今、大きな問題となっている子供の貧困や貧困の連鎖を解消するには子供の気持ちを引き出すことが大切で、引き出すためには体験活動が必要なのではないかと思う。今までの県の体験型の事業は、特に貧困層を対象としてはいなかったもので、参加しにくいという現状があった。少しでも貧困世帯の子どもたちが参加しやすいようにシフトしてもよいのではないかという考えをもとに対象者を決めたのが今年度の取組の特徴である。

(東会長)

今年度の実施計画としては、低所得世帯向けの学習教室や児童養護施設と連携して参加促進をしていくということなのか。

(事務局)

そのとおりである。全てを貧困世帯枠とするというよりは、目安として全体の参加枠の約10%を優先枠として設けることを予定している。

(東会長)

低所得世帯向けに特化するわけではなく、優先枠をつくっているということではよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(東会長)

課題は色々あるが、順番からいくと、次にインターネットをきっかけにした非行や犯罪をどのように防止していくか、という課題がある。

(事務局)

街中でたむろしている子供は減っているが、インターネット空間において、オレオレ詐欺の受け子の募集等が出回っているので、そういう犯罪から子供たちを守りたいという問題意識である。

(東会長)

この問題に対しては、ネットアドバイザーとして活躍されている志村委員の意見を伺いたい。

(志村委員)

インターネットと青少年の犯罪抑止に関しては、フィルタリングが効果があるという調査結果が出ている。まず、フィルタリングをかけるということを保護者に訴えかける必要がある。フィルタリングは簡単にかけるし、アプリごとにかけることも可能である。啓発活動でも話をしている。また、依存にならないように使用時間を決めることも大切である。その他にも、グループLINEにおけるトラブルもたくさん寄せられているが、家庭の中でも使い方を見ていく必要がある。保護者から学校に突然「LINEでうちの子がいじられているようだ。」といった相談が寄せられて、学校現場も非常に困っているようである。啓発活動については子供たちを対象とした講座の開催要望があるが、やはり保護者への啓発が必要となる。

(東会長)

インターネットをきっかけとした少年犯罪は多いのか。

(徳田委員)

オレオレ詐欺関連では、受け子の声かけをインターネット上でアルバイト募集という形でしているのが、それで捕まる少年がかなり多い。少年事件の中ではオレオレ詐欺がダントツだと思う。あとは、買春系はインターネット上で、今だとツイッターで「一時間いくら」という感じで暗号化して募集をかけることが多い。家庭の問題で、自分の居場所があるかという問題もあるだろうし、貧困の問題もあるだろうが、どのように解決すればよいかとなるとなかなか難しい。

資料2の7ページにあるセカンドチャンスの場づくり事業だが、実際に少年事件で来た子達を社会に戻すという時に、なかなか行き場がなかったり、あるいはそのまま家庭に戻しても同じことの繰り返しになるのではないかと思いつながりながら家に帰していることがある。こういう事業をやっているということを弁護士は全く知らないと思う。県としては今後、弁護士などと連携していくことは考えているのか。

(事務局)

連携していただけるならば是非お願いしたいと思っている。

(徳田委員)

どういうところに働きかければよいのか。

(事務局)

以前、担当に弁護士の方から相談があったので保護司会にお声掛けしたが、連携は難しいとの回答があった。こちらとしては御相談いただければ受入企業との調整は可能である。現状は学校や施設が関わっているので学校の先生や施設職員と一緒に来てもらっている。そうしてもらえない場合に少年をどのようにして連れてくるかが課題として残っている。

(東会長)

資料2の7ページの図によると警察署、児童自立支援施設、児童養護施設等からの問い合わせに対して、青少年課が受けて、調整して、70の企業・団体に受け入れを打診しているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(東会長)

すでに、昨年度は841人がそこでセカンドチャンス場として活動しているが、弁護士の方々は知らないということか。

(徳田委員)

あまり使ったことはないと思う。細かい話になるが、試験観察で社会に出る前に「ボランティア活動に関与しましょう。」という裁判所の判断をもらうことはあるが、裁判所もボランティア活動先探しに苦労しているとのことである。

(事務局)

試験観察中というお話があったが、以前裁判所をお願いをしに行ったところ、事件の関係者ということもあり、外に出せないという話をいただいた。試験観察中というのは自由な活動ができないということなのか。

(徳田委員)

ケースにもよると思う。帰住先があって、一定期間ボランティア活動の中で社会参加をして、更生に向けるというのが試験観察である。

(事務局)

正に事業の趣旨に合っている感じがする。もう一度よく確認しておく。

(東会長)

セカンドチャンス場づくり事業は、社会体験、就労体験、学び直しとあるが、学び直しも受入事業所があるのか。

(事務局)

家庭教師のようなイメージである。施設に教える人が行って、マンツーマンで教えるというイメージである。あるいは塾のようなところに行ってもらう場合もある。

(東会長)

インターネットの非行・犯罪だとオレオレ詐欺が多いということだが、若者たちがオレオレ詐欺をやる側なのか。

(徳田委員)

お金を受けとりに行く「受け子」が多い。

(東会長)

関連して、大学生等の若者をターゲットとして、高価な USB を買わせてトラブルになることが、ねずみ講のような形で広がり、問題となっている。金融商品取引を有利に進められるからと、購入を勧められトラブルとなった事例が、国民生活センターなどの相談窓口にも多数報告されている。啓発も行われているが、ひっかかってしまうようである。大学のクラブ等の人間関係を使って、断れないように勧誘活動が進んでいく。トラブルを防止していくには、今のところ説明会を行うといった啓発くらいしか方法がないようだ。どう対応していくかが課題である。

(磯田委員)

資料 2 の 1 2 ページだが、様々な運動をされているようで、(先ほど上映された) 作文も非常にすばらしかった。一方で家族の日というポスターについてだが、子供達の中には非行や貧困、虐待を受けている等複雑な家庭環境の子達も多いのではないかと。そのような中で、家族というものを典型的に象徴するような絵を書くということは、多様な家族の在り方というものもあると思うのだが、こういうのを描くのがきつい子もいるのではないだろうか。ここに出てくる典型的な家庭の絵というのが、あたたかくて、みんながテーブルを囲む家族というものである。こういう家族の様子を見て、子供はどう思うだろうか。表現の仕方なのかもしれないが、家族というのを一枚の絵で表すことの難しさを

感じた。

(事務局)

確かに御意見のとおりである。地域の中で家庭のあたたかさを表すのが難しい子供もいるということに配慮しなければならないと思う。

(高野委員)

富士見市では家庭の日のポスターコンクールを行っている。応募数は増加している。あたたかさが滲みでているものを選ぶのだが、今の子供たちは上手に、例えば離婚した家庭でも、子供から見たら「こういう家庭があったらいいな。」という気持ちを込めて、描いてくれる子供がおり、応募数が年々増えている状況である。一人親家庭でも、家庭の日のポスターコンクールに素直に出していると感じている。

(磯田委員)

お父さんがネクタイをしているとか、いかにも典型的な役割分担があるとか、そういう家庭ばかりを教科書に載せているわけではなく、最近は教科書でも描写にこだわっている。

(東会長)

家庭の日のポスターコンクールは、青少年育成埼玉県民会議が推進母体となって、全県で展開しているのか。

(事務局)

市町村を通じてではあるが、全県で展開している。市町村で一次的な審査をしている。

(東会長)

応募状況は、小学生が約5,000人、中学生が約1,300人だったということか。

(事務局)

そのとおりである。

(張替委員)

どういう形で募集されているのかわからないが、描きたい子が描くということだと思う。実際は学校で「描くのは任意だ。」と言われていても、大多数が選んでいれば描かなければならないと感じる子もいるであろう。「任意だから選ばない。」と言える子もいるかもしれなし、言えない子もいるかもしれない。様々な家族の形があり、色々な感じ方をする子がいるかもしれないということを案

内してもらふ際に配慮することにより、気持ちが悪くなる子が多くなるのではないかと思う。

話は違うが、報道で知ったのだが、1/2 成人式が学校で行われたりするようである。例えば養子であるお子さんは、「生まれた時からの写真を集めるように。」と言われた際に家庭の中には写真はないわけである。自分が養子であるということは家族は知っているが、学校の友達には言っていない。でも写真はない。親子で悩んだという話があった。色々な家庭の形があるということ踏まえた、伝え方を工夫することで安心できる子供が増えるのではないかと思う。

(小谷野委員)

夏休みの課題のポスターの場合は、いくつものテーマがある中で一つを選ぶ方法をとっている。家庭の日のポスターを全員に描いてもらうということではない。例えば、水道や人権のポスター等もあるので、あまり問題ないと思う。家庭の日のポスターコンクールを違う視点で見ると、ポスターを描くことが大事なのではなく、家庭の日を大切にすることであると思う。別の問題は出てくると思うが、家庭を大事に、親子二人でも大事にしてもらふ。どうしてもポスターが上手に描けない子もいるだろうが、例えばポスターとしては下手だが、良い言葉が書いてあるなど、評価はできるかもしれないので、そういう点も見てもらえたらありがたいと思う。強制的に書かせるということはおそらくやっていないと思う。

(東会長)

P T Aの鈴木委員の御意見を伺いたい。

(鈴木委員)

小谷野委員がおっしゃったとおりである。学校によると思うが、様々なポスターの中から子供たちは選ぶことができる。

1/2 成人式についてだが、保護者や学校の先生にとっても大変である。働き方改革等々もそうなのだが、学校の先生になる人がいないという状況がある。保護者も共働きで、青少年育成よりも家庭を守る方が大事で、団体に所属することが難しい。

青少年育成審議会もそうだが、私も青少年育成和光市民会議会長をやっている。限られた人的資源の中では、青少年育成は目的を定める必要がある。我々、市民の中でも非行の人が少なく、夜、徘徊する人も少ないから、非行防止対策、例えばキャンペーンをやめようかという意見がある。会の中身も個々で一つ一つ変えていかないといけない。「全部やっているから非行防止になっている、青少年育成になっている。」ということではなく、行っている活動をもう一度見直しながら話を進めていかないといけないと思う。とにかくP T Aも忙しく、役員のなり手もない。学校のP T Aも成り立たない。そこに青少年育成が絡ん

でくると人的に非常に厳しい。青少年育成に関しては、少し活動を控えようかという意見が出てしまう。夜間パトロールや非行防止キャンペーンもPTAの役員で行っている人がいる。やはりそこも見直す必要があるかもしれない。私は市民会議の会長でもあるので、保護者からは多忙であると言われる立場である。やはりやる立場の保護者が協力をしなければ、青少年育成関係はなかなか難しい。インターネット等の問題についてどこに相談したらよいのかなど、この審議会でも議論いただければありがたい。

確かに問題がたくさんあるというのは承知しているが、中身をもう少し吟味しながら話を進めていただきたいと思います。

(東会長)

大変貴重な御意見である。必要な取り組みをあげるときりがない。それら全てに取り組みようとすると、PTA、保護者の方々は忙しすぎて、中途半端になったり、できないという事態になるのではないかと、という御指摘である。

その他、御意見はあるだろうか。

(中村委員)

資料2の11ページにある困難さを抱える若者の支援体制についてだが、前回もお話したのだが、不登校の子たちがたくさんいる状況である。今、社会的に問題となっているひきこもりだが、調査してみると過去に不登校になっている方が多くいる状況である。不登校をしっかりと解消して、社会に出してあげないと、それがそのまま、引き続きひきこもりになるというところがある。教育委員会としては、学校に行っている間は義務教育なので、その間学校に復帰できるようにとアプローチはしていくのだが、義務教育を修了すると、なかなかそこまで目が届かないという状況で、福祉との連携がとても必要だと思ったので、前回意見を出したところである。若者支援協議会のこれからの具体的な事業等について教えていただきたい。

(事務局)

昨年11月に若者支援協議会を立ち上げた。また今年2月に開催した研修会には、学校関係者や福祉関係者、保健関係者が来られ、特に、教育現場で先生が困っているということが分かった。様々な分野の方が集まってお互いの問題意識を共有できたので、今後どうやってネットワークづくりを進めていくかが課題である。

今年はまず第一段階として、県内をいくつかエリアに分け、各地域で支援機関が集まってケース会議を開催することを検討している。ケース会議を通じて支援機関のネットワークを形成するとともに、地域の社会資源の不足や必要な施策があればそれを浮彫りにし、今後の事業につなげていきたいと考えている。

(中村委員)

承知した。

(東会長)

それぞれの課題について、意見をいただけたと思う。

その他、事務局から連絡事項等があればお願いしたい。

(事務局)

次回は、9月上旬又は中旬に開催を予定したい。追って、日程調整等について連絡したい。

(東会長)

以上で本日の議事は終了となる。